

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 25-WA-5953

令和 7 年 9 月 8 日

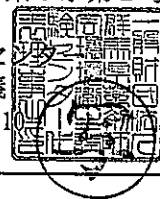
様

令和 7 年 9 月 2 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

水質検査部門管理者 山口 貴史

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。